

監査委員告示第6号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年4月7日

木津川市監査委員 西 井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和2年3月25日（水）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
市長直轄組織
会計課
(1) 適正伝票実態調査の結果について（令和2年2月末時点）

行政委員会事務局
(1) 各委員会の活動状況等について（令和元年度分）
- 3 監査の方法
監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。
- 4 監査結果
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。
なお、以下の点について意見を述べる。

【会計課】

適正伝票実態調査については、例年、全ての部署を対象に定期的に調査を実施

されているところであるが、依然として5～6%の不適正な伝票処理が見られ、中には支払先や支払額の誤りもあるとのことであった。

これらは重大なインシデントであり、もし、誤って支出してしまうと市の信頼を大きく損ねる事態になるため、引き続き慎重な審査を行い、誤りが発見された場合には、所属長及び担当職員の指導に努められたい。

【行政委員会事務局】

行政委員会事務局は、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の事務局を掌っており、多岐にわたる知識が必要となることから、日々の情報収集はもとより種々の研修等に参加するなど知識の研鑽に励まれられたい。